

第1号議案 京都府漁業調整規則の一部改正について
(諮問)

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料1-1 諮問文(写)

資料1-2 別紙1(新旧対照表:刑法及び漁業調整規則)

資料1-3 別紙2(新旧対照表:漁業法及び漁業調整規則)

参 考 京都府漁業調整規則の一部改正について

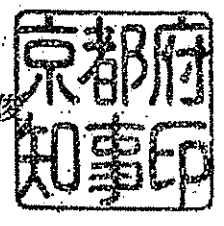


資料1-1

6水第504号
令和6年12月18日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府漁業調整規則の一部改正について（諮問）

京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）の一部を別紙のとおり改正することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第8項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第7項の規定により諮問します。

担当	農林水産部水産課 水谷
TEL	075-414-4996

京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）一部改正（案） 新旧対照表

改正前	改正後	現行	改正（案）	備考
刑法（明治 40 年法律第 45 号） 第 1 条～第 8 条（略） （刑の種類） 第 9 条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加系とする。	京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号） 第 1 条～第 8 条（略） （刑の種類） 第 9 条 死刑、拘留、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加系とする。	京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号） 第 1 条～第 54 条（略） （罰則） 第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第 33 条第 1 項、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定に違反した者 (2) 第 33 条第 13 項において準用する第 13 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条第 3 項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第 23 条第 1 項（第 33 条第 13 項において準用する場合を含む。）、第 33 条第 13 項において準用する第 22 条第 2 項、第 38 条第 2 項、第 40 条第 2 項又は第 4	京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号） 第 1 条～第 54 条（略） （罰則） 第 55 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第 33 条第 1 項、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定に違反した者 (2) 第 33 条第 13 項において準用する第 13 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条第 3 項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第 23 条第 1 項（第 33 条第 13 項において準用する場合を含む。）、第 33 条第 13 項において準用する第 22 条第 2 項、第 38 条第 2 項、第 40 条第 2 項又は第 4	

	<p>5条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p>	<p>は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p>
	<p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>	<p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p>

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理及び経過措置に関する規則

(第1条から第6条まで省略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第7条 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

第8条 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

(その他)

第9条 前2条に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規則の施行に伴い必要な経過措置は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)一部改正(案) 新旧対照表

漁業法(昭和24年法律第267号)	改正後	現行	改正(案)	備考
<p>第1条~第51条(略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告等)</p> <p>第52条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。</p> <p>2 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の電子機器を当該許可を受けた</p>	<p>第1条~第51条(略)</p> <p>(資源管理の状況等の報告等)</p> <p>第52条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。</p> <p>2 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の電子機器を当該許可を受けた</p>	<p>第1条~第45条(略)</p> <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第46条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該</p>	<p>第1条~第45条(略)</p> <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第46条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該</p>	

船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることができるとができる。

船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることができるとができる。

許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(新設)

3 前項の規定による命令

を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定による命令

を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

漁業法の改正に伴う改正

<p>第53条～第188条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第189条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の拘禁刑又は3千万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者</p>	<p>第53条～第189条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第190条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は3千万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕したとき。</p>	<p>第47条～第54条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者</p>	<p>第47条～第54条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。</p>	<p>第53条～第188条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第189条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の拘禁刑又は3千万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者</p> <p>(2) 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者</p>	<p>第53条～第189条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第190条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕したとき。</p> <p>(2) 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをしたとき。</p>
<p>第53条～第188条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第189条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の拘禁刑又は3千万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者</p> <p>(2) 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者</p>	<p>第53条～第189条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第190条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者</p>	<p>第47条～第54条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。</p>	<p>第47条～第54条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条第1項、第40条第1項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。</p>	<p>第53条～第188条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第189条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の拘禁刑又は3千万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者</p> <p>(2) 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者</p>	<p>第53条～第189条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第190条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕したとき。</p> <p>(2) 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをしたとき。</p>

る場合を含む。) 第33条第13項において準用する第22条第2項、第38条第2項、第40条第2項又は第45条第1項の規定に基づき命令に違反した者

両罰規定に係る規定整備に伴う文言の適正化

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第56条 第25条第1項(第43条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第39条第1項の規定に違反した

者は、科料に処する。

る場合を含む。) 第33条第13項において準用する第22条第2項、第38条第2項、第40条第2項又は第45条第1項の規定に基づき命令に違反したとき。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第56条 第25条第1項(第43条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第39条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

両罰規定に係る規定整備に伴う文言の適正化

	<p>第57条、第58条(略) 別記第1号様式～第3号様式(略)</p>	<p>第57条、第58条(略) 別記第1号様式～第3号様式(略)</p>	
--	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府漁業調整規則の一部改正について

1 今回の一部改正の理由

- (1) 「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、一部条文に所要の改正を行う。
- (2) 「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、一部条文に所要の改正を行う。

2 改正の内容（別添新旧対照表のとおり）

- (1) 京都府漁業調整規則第 55 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- (2) 京都府漁業調整規則第 46 条に第 2 項を加えるとともに、第 55 条及び第 56 条の文言を一部修正する。

3 公布及び施行期日

(1) 公布期日

令和 7 年 4 月以降（農林水産大臣からの一部改正認可後）

(2) 施行期日

① 2 の (2) の改正内容

公布の日

② 2 の (1) の改正内容

令和 7 年 6 月 1 日

（「刑法等の一部を改正する法律」の施行期日）

京 都 府

第2号議案 機船船びき網漁業（さより二そうびき機船
船びき網漁業）の制限措置等について
（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 諮問文（写）

資料2-2 別 紙（制限措置）

漁調委



6 水事第 4 4 9 号
令和 6 年 1 2 月 1 0 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の
制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条により読み替
えて準用する法第 42 条第 1 項及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第
54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定め
ることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 2 月 5 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：令和 7 年 3 月 1 日から令和 1 2 年 2 月 2 8 日まで

担 当	水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
さより二そらびき 機船船びき網漁業	※) 8 隻	5 トン以下	京共第1号共同漁業権区 域内 京共第3、7号共同漁業 権区域内 京共第4、6、7号共同 漁業権区域内 京共第5、6、7号共同 漁業権区域内 京共第22号共同漁業権区 域内 京共第24号共同漁業権区 域内	3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 3月1日から6月30日まで 9月1日から11月15日まで 3月1日から5月10日まで 9月1日から10月31日まで	操業区域の共同 漁業権の關係地 区に住所を有す る者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 日没から日の出までの間は操業してはならぬ。

※) 新規許可すべき船舶の数について(対船許可)

① 本漁業における本府漁業許可取扱方針に定める許可の上限数は18隻

② 令和6年12月現在の許可隻数は10隻

③ 新規許可を受け付けける隻数は、①-②=8隻

○ 今回、許可期間が満了する船舶はなし。

京 都 府

第3号議案 いさざろし網漁業の制限措置等について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料3-1 諮問文 (写)

資料3-2 別紙 (制限措置)

資料3-3 参考図 (いさざろし網)



資料3-1

6 水事第450号
令和6年12月10日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



いさざろし網漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条により読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和7年1月6日から令和7年2月5日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：令和7年2月10日から令和12年2月9日まで

担 当	水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
いさざ落し網漁業	※) 6名	京共第8号 (大丹生川河口) 京共第8号 (高野川新橋下流端より下流)	2月10日から4月30日	京都府に住所を有する者	(1) 流水幅員の5分の1以上の魚道を開通しなればならない。 (2) 使用漁具は2統以内に限り。

※) 新規許可すべき漁業者の数について (対人許可)

① 本漁業における本府漁業許可取扱方針に定める許可の上限数は 8名

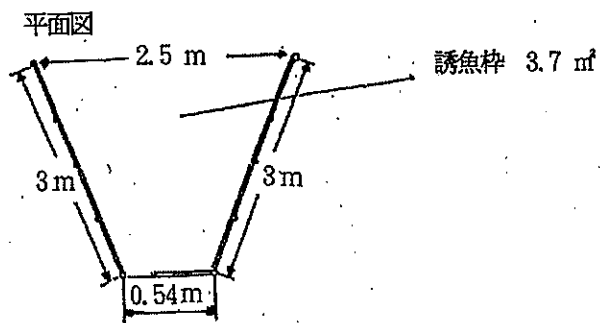
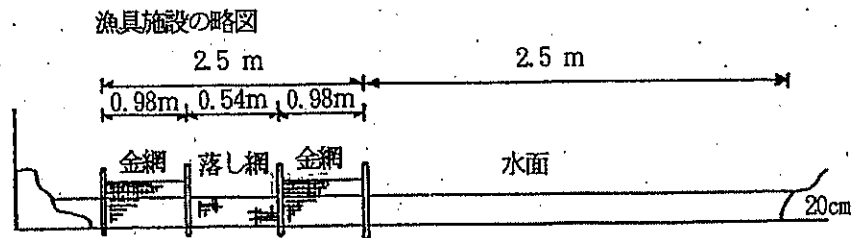
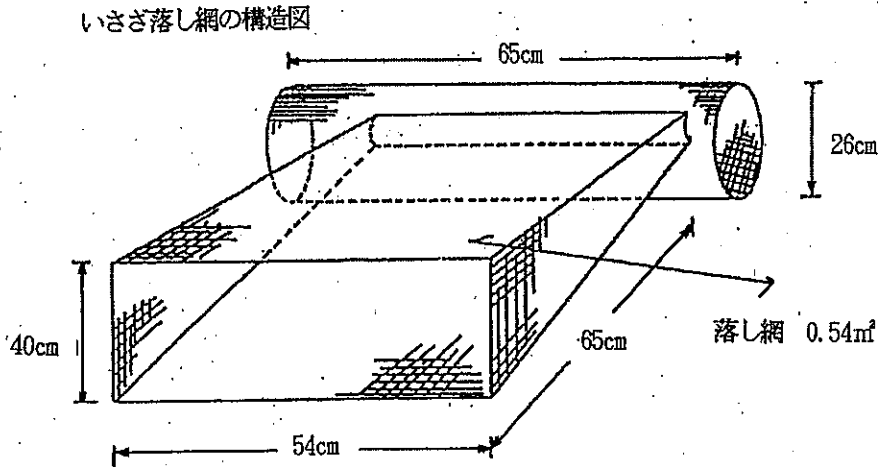
② 令和6年12月現在許可受有者は 2名

→ 新規許可を受け付ける漁業者数は、①-② = 6名

○ 今回、許可期間が満了する漁業者はなし。

漁具・漁法の名称：いさざろし網

漁具の構造：下図のとおり



漁法：いさざろは、川を遡るため河口に向かって網口を開ける。誘魚枠に入ったいさざろは、落とし網の方向へ進み、落とし網に入る。

漁期：春期

対象魚：いさざろ (しろうお)

主な河川又は湖沼：由良川及び伊佐津川

地方名称及び由来：

第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【内 容】

令和6年11月26日(火)に開催されました「第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会」について、その概要を報告します。

本会からは、川崎芳彦 委員が (WEB) 出席

【添付資料】

報告資料1 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果概要

参 考 委員会の配付資料の一部抜粋
(議事次第、委員名簿、関連資料)

第44回 日本海・九州西広域漁業調整委員会について (結果概要)

- 1 開催日時 令和6年11月26日(火) 午後1:00~4:15
- 2 開催場所 AP市ヶ谷 8階 「Aルーム」
東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル
※WEB会議併催
- 3 出席者
主催者 ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 田中会長
その他 ・北海道から山口県までの日本海側の道府県及び大分県と宮崎県を除く九州5県と沖縄県の広域漁業調整委員会道府県互選委員及び、農林水産大臣選任(漁業者代表及び学識経験)委員
・国立研究開発法人水産研究・教育機構職員
・新潟、境港、九州の各漁業調整事務所及び、本庁資源管理部管理調整課の水産庁職員

4 議 題

(1) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

新しい指示の内容が(案)として示され承認されました。

主な改正点として、日本海・九州西広調委指示第七十八号の第3項の(3)が追加され、旧被承認者からの地位継承が困難な場合における新規承認条件が規定されたことにより、条件を満たす着業希望者へのくろまぐろ漁業の承認が可能となりました。

承認の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日。

委員会指示の有効期間は、令和7年1月1日から令和9年3月31日。

※委員会指示については、承認の手続きを考慮し承認の有効期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定。

(2) くろまぐろ遊漁専門部会の設置について

資源管理推進のための新しいロードマップに基づき、くろまぐろ遊漁の高度管理化を進めるため、当該遊漁の管理手法に関する調査、審議機関として専門部会を設置することについて承認されました。

委員の構成は、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各広調委から1名ずつを選出し、学識経験者として選出の田中会長を含め4名。

専門委員の構成は、(公財)日本釣振興会、(一社)全日本釣り団体協議会(一社)日本アングラーズ協会、NPO法人のジャパンゲームフィッシング協会の各遊漁関連団

体から1名ずつを選出し計4名。

合同会議における出席者は、委員と専門委員の計8名を想定。

12月12日(木)に、第1回合同会議開催済み。

※本会の川崎委員より質問があり、漁業者でも遊漁船業を営んでいる者が、くろまぐろ遊漁について要望する場合、漁協等を通さず直接、専門委員を選出する4団体へ要望することも可能であるかとの問いに対し、水産庁から直接要望されても問題無いとの回答がありました。

(3) 遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について

対応方針の第1項に、漁業法第一百五十七条第1項に基づく広調委としての処理を追加することで、従前よりも委員会指示の適切な実施を図りたいとの説明があり承認されました。

(4) 広域資源の管理について

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚類等の資源管理の取組状況について報告がありました。

(5) その他

TAC資源の拡大に向けた水産資源ごとの検討状況及び、令和7年度水産関係予算の概算要求の内容について報告がありました。

次回の委員会は、令和7年2月又は3月に、東京都にて開催予定です。

第 44 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和 6 年 11 月 26 日（火） 13：00～

場 所：A P 市ヶ谷 8 階 A ルーム

（東京都千代田区五番町 1-10 市ヶ谷大郷ビル）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- (2) くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
- (3) 遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
- (4) 広域資源の管理について
 - ① 部会における取組
 - ② トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
 - ③ 日本海沖合におけるベニズワイガニ
- (5) その他
 - ① T A C 資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和 7 年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年 6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会委員	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会委員	
	福井県 鈴木 聖子	福井海区漁業調整委員会会長代理	
	京都府 川崎 芳彦	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会副会長	
	鳥取県 朝日田 卓朗	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 中東 達夫	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 中島 均■	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 後藤 政則	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 高平 真二	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 平山 泉	有明海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	山陰旋網漁業協同組合 代表理事組合長
		本川 貴広	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅	アグリフューチャーージャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数1.3万隻)、

② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数1.7万隻)(令和5年4月現在)

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で6回目の更新)している。現行の承認期間は令和7年3月31日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」の改正も併せて行う。

2. 新しい委員会指示の概要

旧被承認者からの地位承継が困難な場合における、新規承認条件を規定することにより、希望者へのクロマグロの採捕を可能にする。

(1) 承認条件について

従来の条件に変更なし

(2) 規定の追加

現被承認者から地位を承継することができない場合は、くろまぐろの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理措置の範囲において、承認することができる。

(3) 承認期間について

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料1-1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料1-2 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)について
- (3) 資料1-3 日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(案)について
- (4) 資料1-4 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)について
- (5) 資料1-5 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)について
- (6) 資料1-6 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)について
- (7) 資料1-7 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)について

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号</p> <p>漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。</p> <p>令和六年十一月二十六日 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐる漁業の承認に係る委員会指示</p> <p>1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「日本海・九州西海域」 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。) 第二百五十二条第二項及び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第十六条に規定する日本海・九州西海域</p> <p>(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業</p> <p>イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業</p> <p>ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業</p> <p>ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業</p> <p>ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和三十八年農林省令第五号) 第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三条に掲げる漁業</p> <p>ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業</p> <p>(イ) 小型定置漁業</p>	<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十一号</p> <p>漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。</p> <p>令和四年十二月一日 日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐる漁業の承認に係る委員会指示</p> <p>1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「日本海・九州西海域」 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。) 第二百五十二条第二項及び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第十六条に規定する日本海・九州西海域</p> <p>(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業</p> <p>イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業</p> <p>ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業</p> <p>ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業</p> <p>ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和三十八年農林省令第五号) 第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三条に掲げる漁業</p> <p>ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業</p> <p>(イ) 小型定置漁業</p>

<p>(ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表1の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業 へ、法第百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業</p> <p>2 操業の禁止 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日（令和六年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十二号の3の（1）又は4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐる漁業を営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。</p> <p>イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐるの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐるの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。</p>	<p>(ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表1の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業 へ、法第百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業</p> <p>2 操業の禁止 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日（令和四年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十三号の3の（1）又は4の（4）若しくは（5）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐる漁業を営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。</p> <p>イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐるの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐるの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。</p>
---	--

ハ 法第二百一十一條第四項で準用する同法第二百一十條第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 日本海・九州西海域において沿岸くろまぐる漁業を新たに営もうとする者（以下(3)において「当該者」という。）であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐるの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐるの漁獲を一キログラム以上行わせる機会が付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に

ハ 法第二百一十一條第四項で準用する同法第二百一十條第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(新設)

定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

(4) (1) 又は (3) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の簿本（以下「原簿本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に (2) の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿本を添えて委員会事務局に提出しなければならない

(3) (1) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の簿本（以下「原簿本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に (2) の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿本を添えて委員会事務局に提出しなければならない

ない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならぬ。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならぬ。

(2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十条第十一項の規定に基づき農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

い。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならぬ。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならぬ。

(2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十条第十一項の規定に基づき農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表2

道県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

道府県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表2

道府県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

沿岸くろまぐる漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐる漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県		所属漁協・支所	
現行・新規（どちらかに○）		変更（該当項目のみ記入）	
承認番号	(新規の場合は空欄)		
氏名			
申請者住所			
使用する船舶	船名		
	漁船登録番号		
	船舶総トン数		
漁業の方法			
操業海域			
操業予定時期			
水揚げ市場 (又は漁協)			
備考			

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

日本海・九州西広域漁業調整委員会告示第七十八号(案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十一條第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐる漁業の承認に係る

委員会告示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「日本海・九州西広域」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第五百五十一條第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六條に規定する日本海・九州西広域
- (2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをすることを目的とする漁業

- イ 法第六十條第三項に規定する定置漁業
- ロ 法第六十條第五項に規定する共同漁業
- ハ 法第六十條第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
- ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二条各号、第七十條各号又は第七十七條第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
- ホ 法第五十七條第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (ハ) 底建網漁業
 - (ニ) 別表1の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業
- ヘ 法第二百十條第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海城において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西海城広域漁業調整委員会(以下「委員会」とい

う。)の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日(令和六年十二月三十一日)において、日本海・九州西海域広域漁業調整委員会指示第七十一号の3の(1)又は4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者(以下「旧被承認者」という。)で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐるの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐるの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百十条第十一項の規定に基づき農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

② 法人であつて、その役員又は使用人(操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 日本海・九州西海域において沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者(以

下(3)において「当該者」という。)であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

(4) (1)又は(3)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
 - イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
 - ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十条第十一項の規定に基づき農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表 2

道県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業

沿岸くろまぐる漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐる漁業について、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県		所属漁協・支所	
現行・新規（どちらかに○）		変更（該当項目のみ記入）	
承認番号	（新規の場合は空欄）		
氏名			
申請者住所			
使用する船舶	船名		
	漁船登録番号		
	船舶総トン数		
漁業の方法			
操業海域			
操業予定時期			
水揚げ市場 （又は漁協）			
備考			

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで
年 月 日	
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A-6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

新

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針

令和6年 11月 26日

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

(2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を发出し、後日、委員会に報告。

旧

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針

令和4年 12月 1日

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

(2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を发出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づき農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

2. 対応・処分基準

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づき農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

(2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場

(2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場

合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

(1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)

(2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。

(3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。

(4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

(1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)

(2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。

(3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。

(4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和6年 11 月 26 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員

会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の81に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の事務取扱要領</p>	<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号の81に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の事務取扱要領</p>
<p>新 令和6年 11 月 26 日策定</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号(以下「委員会指示」という。)の81に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p>1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。</p> <p>2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。</p> <p>(1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐるの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐる漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐるの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。</p> <p>なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。</p>	<p>旧 令和4年 12 月 1 日策定</p> <p>日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 71 号(以下「委員会指示」という。)の81に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p>1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。</p> <p>2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。</p> <p>(1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐるの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐる漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐるの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。</p> <p>なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和5年2月 12 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和4管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和4管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。</p>

(2) 承継承認等について

委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業員合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定等による我が国全体の承認数の合計が5000を超えていないことという。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までに当該申請見込数の報告するものとする。これを集計した結果、5000を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日から除く14日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業員合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないのである。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所
青森県	(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	

(2) 承継承認等について

委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業員合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

(新設)

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所
青森県	(〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	

石川県	境港漁業調整事務所 (〒684-0034 境港市昭和町9-1)
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	

4. 変更の承認について
委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。
- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
① 現被承認者が、当該承認に係る船舶に係る海域において沿岸くまぐる漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。
② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。
5. その他
(1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づき申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
(2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくまぐるを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
(3) 沿岸くまぐる漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することがで

石川県	境港漁業調整事務所 (〒684-0034 境港市昭和町9-1)
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	

4. 変更の承認について
委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。
- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
① 現被承認者が、当該承認に係る船舶に係る海域において沿岸くまぐる漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。
② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。
5. その他
(1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づき申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
(2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくまぐるを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
(3) 沿岸くまぐる漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することがで

② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。

(4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

(5) 操業海域は、別図の区分(J1, J4~J10)を記入するものとする。

(6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くらまぐる漁業承認申請等に必要書類の一覧表

承認事項	様式№1				旧承認証	承認番号の対応	概要
	第一号	第二号	第四号	第五号			
承認事項 承認証の記載事項に 変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理 によって修正(承認証は交付しない)。
承認事項 承認証の記載事項に 変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (若が変わらず、船のみ入れ替える場合)	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承認申請 親子間承継など (船は変わらず、若が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承認申請 漁業見合新規(若も船も変わる)※	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請	—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単独な廃業	—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:承認証、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書
 ※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号
 ※3 委員会出立の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

・承認証下欄の左側の日付は、申請書の起算文書決定後の施行日を記載する。
 ・承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和7年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る承認の施行日としない)。ただし、漁業見合新規(空見合出立の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。
 ・再交付申請の場合、当初の承認証と同等のものを交付することとし、欄外や裏面への記載事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
 ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。

(4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

(5) 操業海域は、別図の区分(J1, J4~J10)を記入するものとする。

(6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

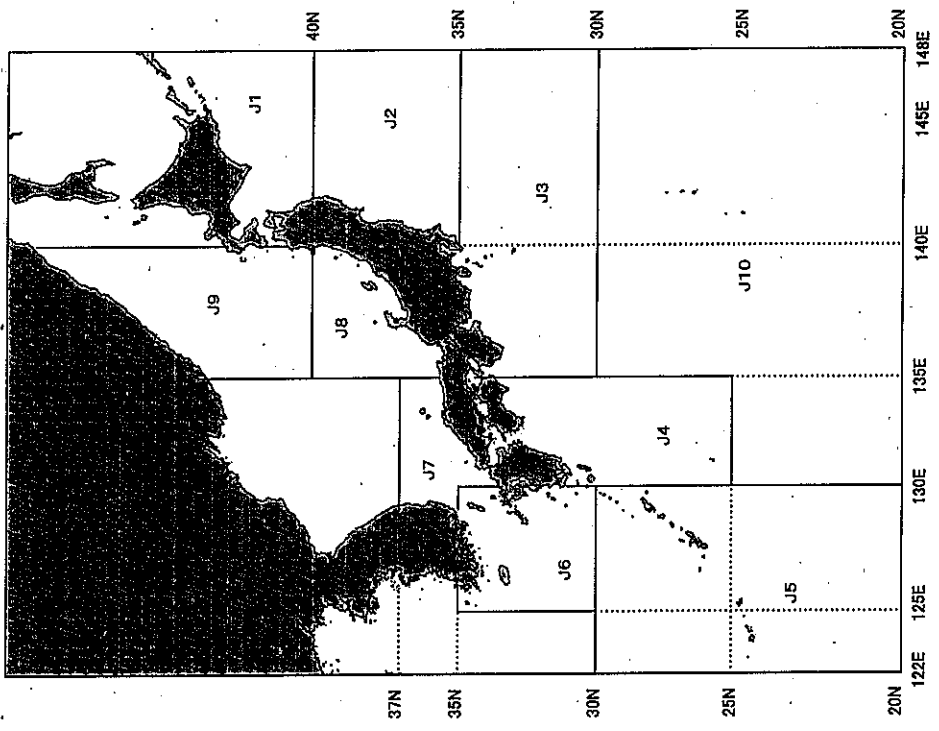
別表 くらまぐる漁業承認申請等に必要書類の一覧表

承認事項	様式№1				旧承認証	承認番号の対応	概要
	第一号	第二号	第四号	第五号			
承認事項 承認証の記載事項に 変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理 によって修正(承認証は交付しない)。
承認事項 承認証の記載事項に 変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (若が変わらず、船のみ入れ替える場合)	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承認申請 親子間承継など (船は変わらず、若が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承認申請 漁業見合新規(若も船も変わる)※	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請	—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単独な廃業	—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

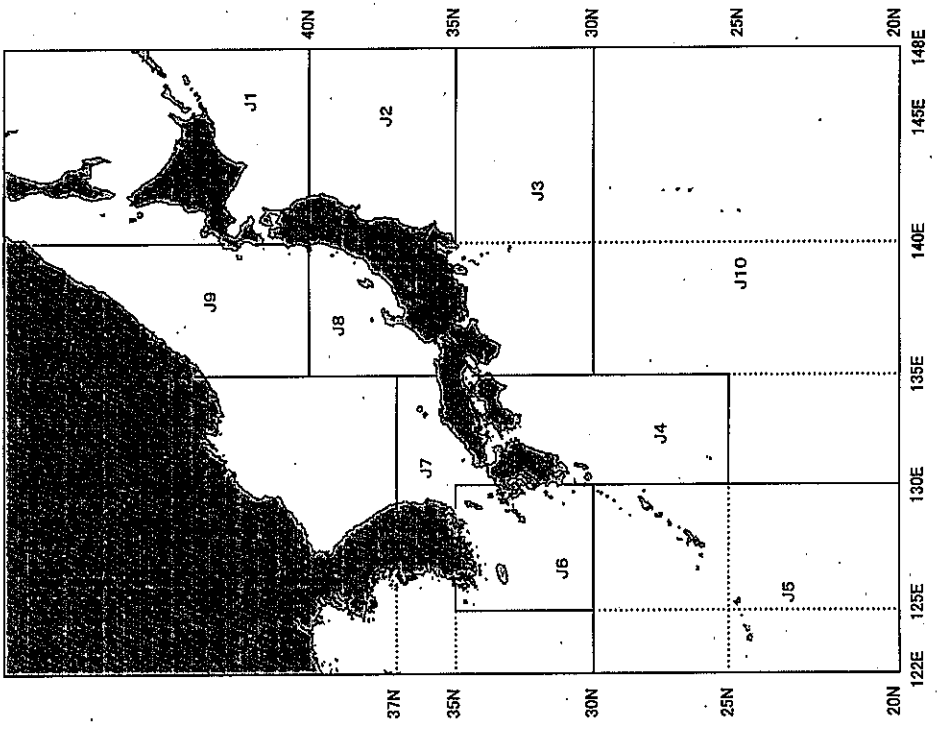
※1 第一号:申請書、第三号:承認証、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書
 ※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号
 (新設)

・承認証下欄の左側の日付は、申請書の起算文書決定後の施行日を記載する。
 ・承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和7年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る承認の施行日としない)。ただし、漁業見合新規(空見合出立の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。
 ・再交付申請の場合、当初の承認証と同等のものを交付することとし、欄外や裏面への記載事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
 ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(CHINA)



(CHINA)



広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等について

1. 設置の趣旨等について

- (1) 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海）にくろまぐろ遊漁専門部会を置くこととする（別添参照）。
- (2) 専門部会の委員は、委員会の委員及び農林水産大臣が選任する専門委員の中から、会長が指名する。
- (3) 各広域漁業調整委員会に設置されるくろまぐろ遊漁専門部会の会議は、各海域における共通の議題を取り扱うため合同で開催することができる。合同会議の議事は出席委員全員の一致により決するものとし、その結果は委員会に報告される。委員会は、合同会議の議決を尊重するものとする。

2. 専門部会における審議事項について

- (1) クロマグロ遊漁委員会指示案の検討
 - ・ 時期別採捕数量
 - ・ 報告内容の正確性の確保 等
- (2) 今後のクロマグロ遊漁管理の検討
 - ・ 届出制の導入
 - ・ キャッチアンドリリースの是非 等

3. スケジュールについて

- 令和 6 年 1 1 月：広域漁業調整委員会の開催（専門部会設置の議決）
太平洋広調委（1 1 月 1 8 日（月））
日本海・九州西広調委（1 1 月 2 6 日（火））
瀬戸内海広調委（1 1 月 2 9 日（金））
- 1 2 月中旬：くろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（課題の整理等）
- 令和 7 年 1 ～ 2 月：くろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（2 回程度開催）
2 ～ 3 月：広域漁業調整委員会の開催（次期委員会指示等の議決）

(参考)

○漁業法第 156 条で準用する第 137 条 (抄)

- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

○日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程 (抄)

(専門部会の設置)

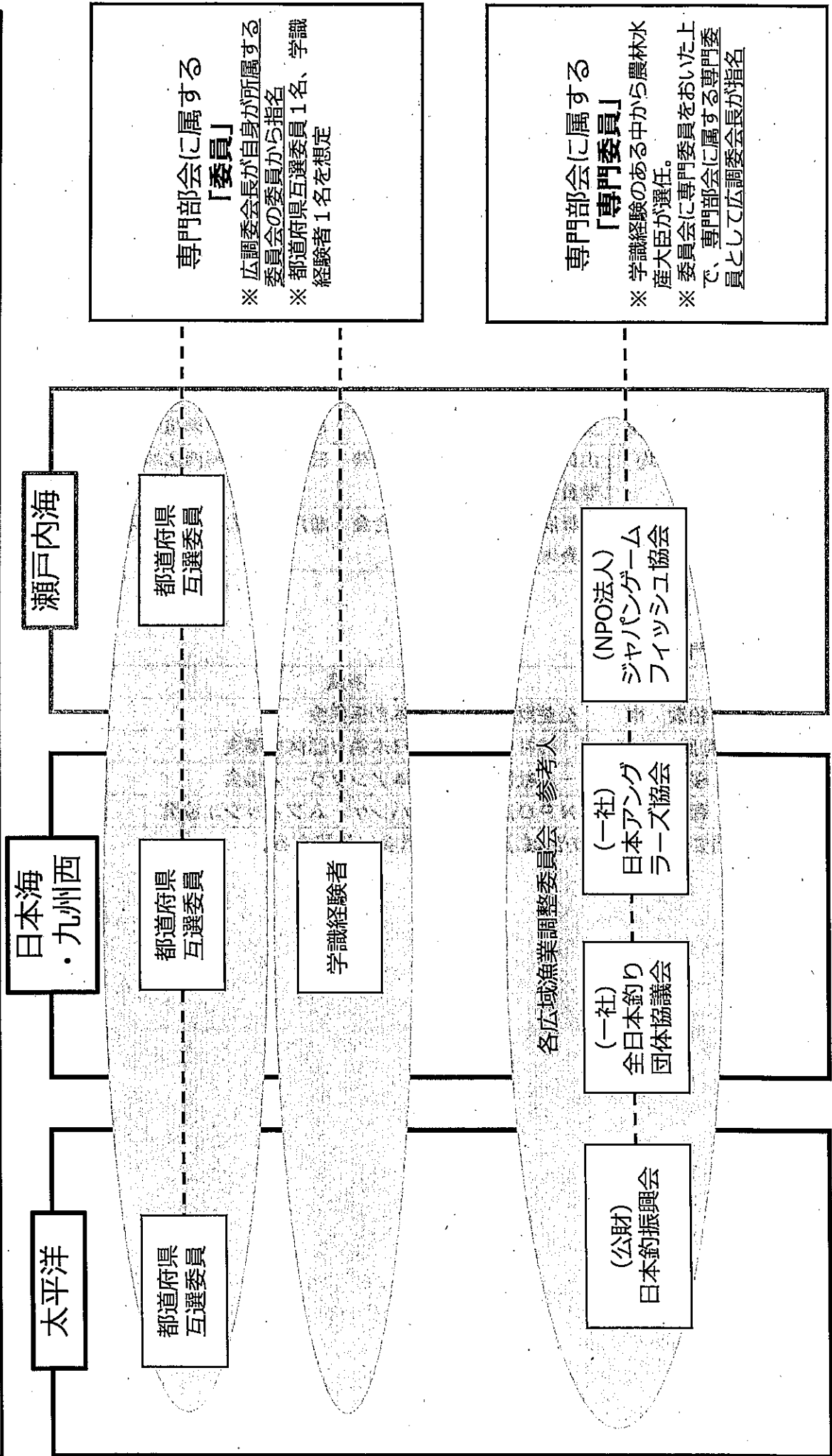
第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

広域漁業調整委員会におけるくまろまぐる遊漁専門部会の構成イメージ

別添

- 各広調委に設置する専門部会の開催は合同で行うことができる。
- 各専門部会に所属する委員はそれぞれ5名（日本海・九州西のみ6名）を想定。合同会議における出席者は計8名を想定。



広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会合同会議 委員及び専門委員（案）

○委員

氏名	現職	所属
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員	太平洋広域漁業調整委員会
田中 栄次	東京海洋大学名誉教授	日本海・九州西広域漁業調整委員会
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	日本海・九州西広域漁業調整委員会
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長	瀬戸内海広域漁業調整委員会

○専門委員

氏名	所属
柏瀬 巖	公益財団法人 日本釣振興会
菅原 美德	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会

専門委員は、全ての広域漁業調整委員会に所属する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会 事務規程（案）

（所掌事務）

第 1 条 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）事務規程第 15 条第 1 項に基づき設置された日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会（以下「日本海・九州西専門部会」という。）は、同規程第 15 条第 2 項に基づき、クロマグロ遊漁の管理手法に関し、調査審議するものとする。

（事務局の所在地）

第 2 条 日本海・九州西専門部会の事務局は、水産庁内に置く。

（構成）

第 3 条 日本海・九州西専門部会は、委員会会長（以下「会長」という。）が指名した委員 2 名、専門委員 4 名（以下「専門部会委員」とする。）をもって組織する。

（専門部会長及び専門部会長職務代理者）

第 4 条 日本海・九州西専門部会に専門部会長及び専門部会長職務代理者を置く。専門部会長及び専門部会長職務代理者は、専門部会委員が互選する。

- 2 専門部会長は会務を総理し、専門部会を代表する。
- 3 日本海・九州西専門部会について、専門部会長が欠けたときは、専門部会長職務代理者がその職務を代行する。

（会議）

第 5 条 日本海・九州西専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

- 2 日本海・九州西専門部会の会議を招集しようとするときは、専門部会長は、あらかじめ議事事項並びに会議の日時及び場所を、専門部会委員に通知しなければならない。
- 3 なお、前 2 項について、専門部会長及び専門部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は専門部会長及び専門部会長代理者とともに事故があるときは会長が行う。
- 4 専門部会委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第 6 条 日本海・九州西専門部会は、定員の過半数にあたる専門部会委員が出席

しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。
- 3 日本海・九州西専門部会の開催は公開とする。

(他の広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会との連携)

第7条 日本海・九州西専門部会は、太平洋広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐる遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐる遊漁専門部会と合同で会議(以下「合同会議」という。)を開催することができる。

- 2 合同会議を開催するにあたっては、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。
- 3 合同会議に関し必要な事項は、合同会議で定める。
- 4 専門部会長は、合同会議の調査審議の結果を委員会に報告する。

第8条 専門部会長は、日本海・九州西専門部会の会議の議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、専門部会長の指名する専門部会委員2名以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、日本海・九州西専門部会の議決によって行う。

(庶務)

第10条 日本海・九州西専門部会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、専門部会長が別途定める。

(附則)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び
瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
合同会議事務規程（案）

（審議内容）

第1条 太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議（以下「合同会議」という。）は、クロマグロ遊漁の管理手法に関する共通の事項について、調査審議する。

（事務局の所在地）

第2条 合同会議の事務局は、水産庁内に置く。

（構成）

第3条 合同会議は、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員（以下「合同会議委員」という。）をもって組織する。

（議長及び副議長）

第4条 合同会議には議長及び副議長を置く。議長及び副議長は合同会議委員が互選する。

2 議長は会務を総理し、合同会議を代表する。

3 合同会議について、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代行する。

（会議）

第5条 合同会議は、議長が招集する。

2 合同会議を招集しようとするときは、議長は、あらかじめ議事事項並びに合同会議の日時及び場所を、合同会議委員に通知しなければならない。

3 なお、前2項について、議長及び副議長がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は議長及び副議長にともに事故があるときは各専門部会長が連名で行う。

4 合同会議委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 各広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の定員の過半数にあたる専門部会委員が出席しなければ、合同会議は開くことができない。

- 2 議事は、出席する合同会議委員の全員の一致により決するものとする。
- 3 合同会議の開催は公開とする。

第7条 議長は、合同会議の議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、議長の指名する合同会議委員2名以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、合同会議の議決によって行う。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、議長がその都度定める。

(附則)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第75号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合同等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。</p> <p>なお、<u>漁業法第157条第1項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u></p> <p>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、<u>漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。</u> 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>	<p>日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第75号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合同等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。</p> <p>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、<u>漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。</u> 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>

（参考）漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
 第百五十七条 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

複数都道府県をまたがる海域を回遊する資源の管理の取組状況
(令和6年11月現在)

1 スケトウダラ日本海北部系群	関係する委員会等 日本海・九州西委 日本海北部会
2 太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
3 マサバ太平洋系群	太平洋委
4 太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
5 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
6 伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
7 サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
8 カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
9 日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
10 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委
11 日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
12 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
13 日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
14 有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
15 九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
16 南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
17 太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委

水産資源ごとの検討状況 (令和6年11月現在)

水産資源	資源管理手法 検討部会		ステークホルダー-会合				備考
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
カクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和6年4月24日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始予定
カクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日				令和6年1月からTAC管理開始
カクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日			令和7年1月からTAC管理開始予定
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日				令和7年4月からTAC管理開始予定
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日				令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催				
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日				令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日				令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日				令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日				令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催					
ムシガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催					
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催					
サマガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催					
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催					
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催					
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催					
ホッケ道北系群	今後開催						
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催					
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催					
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催					
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催					
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催					
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催					
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日				令和7年1月からTAC管理開始予定
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催					
ベニズワイガニ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催					
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催					
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催					
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催					
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催					
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催					
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催					
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催					
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催					

沿岸くろまぐろ漁業の広域漁業調整委員会承認の
更新について

【内 容】

令和6年11月26日付けで日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号が発出され、令和7年4月1日以降の承認手続き等が委員会事務局から示されましたので報告します。

【添付資料】

- 報告資料2-1 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示
第78号
- 報告資料2-2 沿岸くろまぐろ漁業の広域漁業調整委員会
承認の更新手続きについて

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
 - ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (ハ) 底建網漁業
 - (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業
- へ 法第二百一十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限り

でない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和六年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十一号の3の（1）又は4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であって、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 日本海・九州西海域において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下(3)において「当該者」という。）であって、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満

たとえ認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

- (4) (1) 又は (3) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
- イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

- ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

【別表及び別記様式 省略】

沿岸くろまぐろ漁業の広域漁業調整委員会承認の更新手続きについて

1 承認の対象、期間等

(1) 対象となる漁業

免許漁業、許可漁業等（農林水産大臣、都道府県知事が許可する漁業及び他の漁業調整委員会指示に基づく漁業）以外の漁業

(2) 承認の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

2 今回承認に際しての重要な変更点

太平洋くろまぐろの資源状況の好転を勘案し、我が国全体で上限件数を設けた上で、既存承認漁業者の廃業見合い以外に、新規着業希望者の承認申請を受け付けることとなった。〔委員会指示3の(3)〕

3 承認に関する日程

- 令和6年12月5日
広域委員会事務局から都道府県担当者あて事務手続きの指示文書発出
- 令和7年1月24日
純粋な新規承認希望者について、予定者リストの事務局あて提出期限
- 令和7年2月10日
事務局あて承認申請書提出期限（都道府県で一括取りまとめ提出）

※ なお、純粋新規申請で、都道府県別の要望数が承認予定件数を超過して再調整が必要な場合は、事務局から承認件数の提示があった日を除き、14日後以内に申請書を提出

4 府内での調整状況等

令和6年11月26日開催の、第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会会議資料が水産庁HPで公開された際に、水産事務所から京都府漁協に次回承認手続きの概要について情報提供し、既承認者の意向調査を進めることを依頼済み

また、今回手続時の重要変更である、純粋新規承認申請の要望聴取、集約を進めることについて、今後漁協、府で方向性を含めて協議する旨を併せて依頼済み

【参考】

京都府における沿岸くろまぐろ漁業承認件数：245件

〔全国の承認件数計：16,878件（令和5年4月更新時）〕

